後期高齢者医療の障害認定について

この内容は、令和８年４月１日現在におけるものです。

（発行・編集）高知県後期高齢者医療広域連合

１．一定の障害の状態にある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

・65歳から74歳の方で、高知県後期高齢者医療広域連合の区域内（高知県内）に住所があり、一定の障害の状態にある方が申請し、広域連合に認定された場合は後期高齢者医療制度に加入することができます。本冊子にて後期高齢者医療制度の内容をご確認いただき、現在加入している医療保険と比較して、ご検討のうえ、ご希望の場合はお住まいの市町村の後期高齢者医療担当の窓口へ申請してください。

・認定された場合、申請日または申請日以降の未来日より後期高齢者医療制度の被保険者となります。

・生活保護を受けている方などは被保険者となりません。

・一定の障害の状態とは、以下の手帳や年金証書をお持ちの方等が該当します。

身体障害者手帳1級から3級所持者（重複障害による3級認定者も含む）

身体障害者手帳下肢障害4級1、3、4号、音声機能または言語機能障害4級所持者

療育手帳A1、A2所持者

精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者

国民年金証書（障害年金　1級・2級）

2. 後期高齢者医療保険と他の健康保険の主な違い

・保険料

後期高齢者医療の保険料では、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただきます。加入後の保険料につきましては、「後期高齢者医療保険料のしおり」をご確認ください。

・窓口負担

加入者の世帯状況や、収入、所得などによって、窓口負担が3割・2割・1割のいずれかに判定されます。窓口負担等の後期高齢者医

療の制度につきましては、「後期高齢者医療制度のしおり」をご確認ください。

3. 障害認定の申請手続き

・障害認定を受けようとする場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当の窓口で申請してください。

・申請に必要なもの

　障害の程度が確認できる書類（身体障害者手帳、精神障害手帳、療育手帳、年金証書等）

※後期高齢者医療制度の被保険者となる場合は、必ず前保険者に資格喪失を届け出てください。

4. 有期認定

・手帳等に有効期限が設けられている場合、その手帳等の有効期限

から3ヶ月後の月末までの障害認定となります。これを有期認定といいます。

・後期高齢者医療の資格の有効期限が切れる前に、更新の案内がありますので、継続を希望される場合は手続きをしてください。

5. 障害認定の撤回

・障害認定により、後期高齢者医療制度に加入している方は、障害認定の撤回の申請により、将来に向かっていつでも後期高齢者医療制度から脱退できます。ただし、過去に遡って申請、撤回することはできません。また、脱退は、撤回の申請日の翌日以降となります。脱退後、再び障害認定の申請を行うこともできます。

　他の保険に加入する場合は、必ず障害認定の撤回の申請が必要です。脱退後に加入される医療保険と後期高齢者医療制度を比較して、ご検討のうえ、ご希望の場合は撤回を申請してください。

　障害認定を撤回する場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当の窓口で申請してください。

6.その他

・国民健康保険において、保険料のお支払い方法が年金からの天引きであった方が、後期高齢者医療保険に加入された場合、加入後しばらくの間は納付書払いに切り替わります。お手続きにより、口座振替に変更もできます。

・国民健康保険において、保険料のお支払い方法が口座振替であった方が、後期高齢者医療保険に加入された場合、納付書払いに切り替わります。口座振替をご希望される場合は、改めてお手続きが必要です。

・被用者保険の被扶養者の方で、後期高齢者医療保険料の被扶養者軽減の適用を受けるためには、被用者保険被扶養者資格喪失証明書が必要です。

・特定疾病（人工透析を実施している慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚

生労働大臣の定めるものに限ります。））の方は、後期高齢者医療制度の「特定疾病療養受療証」の案内をしますので、お住まいの市町村の担当窓口にお申し出ください。認定された場合は、「特定疾病療養受療証」が交付されます。

・自立支援医療などの他の医療費制度をご利用の方は、後期高齢者医療制度への加入により影響が出る場合がありますので、事前に各制度の担当窓口へご相談ください。

・高額療養費の世帯合算は、同じ医療保険に加入している方を合算していますので、後期高齢者医療保険に加入することにより、世帯合算の状況が変わることがあります。

7. お問い合わせ先

保険料の計算方法については高知県後期高齢者医療広域連合へ、納付方法はお住まいの市町村の担当窓口へ、その他の制度に関するお問い合わせは高知県後期高齢者医療広域連合またはお住まいの市町村へご連絡ください。

・高知県後期高齢者医療広域連合のお問い合わせ先は次のとおりです。

住　所　高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号
高知県保健衛生総合庁舎1階

電話番号 088−821−4526

・お住まいの市町村の担当窓口のお問い合わせ先は次のとおりです。

高知市役所	088−823−9380
室戸市役所	0887−22−5133
安芸市役所	0887−35−1002
香美市役所	0887−53−3115
香南市役所	0887−57−8506
南国市役所	088−880−6556
土佐市役所	088−852−7636
須崎市役所	0889−42−1355
四万十市役所	0880−34−1114
宿毛市役所	0880−62−1233

土佐清水市役所　0880−82−1108

東洋町役場　　0887−29−3394

奈半利町役場　0887−38−8181

田野町役場　　0887−38−2812

安田町役場　　0887−38−6712

北川村役場　　0887−32−1214

馬路村役場　　0887−44−2112

芸西村役場　　0887−33−2112

本山町役場　　0887−76−2115

大豊町役場　　0887−72−0450

土佐町役場　　0887−82−1110

大川村役場　　0887−84−2211

いの町役場　　088−893−1117

仁淀川町役場　0889−35−1080

日高村役場　　0889−24−5001

越知町役場　　0889−26−1115

佐川町役場　　0889−22−7706

中土佐町役場　0889−52−2213

津野町役場　　0889−55−2314

梼原町役場　　0889−65−1170

四万十町役場　0880−22−3117

黒潮町役場　　0880−43−2800

三原村役場　　0880−46−2111

大月町役場　　0880−73−1112